

改正

平成8年12月24日条例第20号

令和2年6月24日条例第13号

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物における駐車施設の付置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 駐車施設 法第20条第1項に規定する駐車施設をいう。
- (3) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。
- (4) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (5) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (6) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。
- (7) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

(適用地区)

第3条 この条例は、次に掲げる地区に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める商業地域の一部で市長が規則で定める地区（以下「商業地区」という。）
- (2) 商業地区の周辺の地域で市長が規則で定める地区（以下「周辺地区」という。）

(建築物の新築の場合の駐車施設の付置)

第4条 別表の(ア)欄に掲げる地区内において、同表の(イ)欄に掲げる面積が同表の(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（同表の(カ)欄に規定する

延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、商業地区内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(大規模な事務所の駐車施設に係る特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の付置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者(以下この条において「増築等をしようとする者」という。)は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築とした場合において前2条の規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築等後の規模」という。)から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築とした場合においてこれらの規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築等前の規模」という。)を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、増築等をしようとする者が当該増築又は用途の変更前の建築物又は当該建築物の敷地内に既に増築等前の規模を超えて駐車施設を設置している場合においては、増築等をしようとする者が付置すべき駐車施設の規模は、増築等後の規模から現に設置している駐車施設の規模を減じた規模とする。

(建築物の敷地が地区及び地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が商業地区内、周辺地区内又はこれらの地区以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分に属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車
の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、
自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施
設の台数に、0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるも
のとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メー
トル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のため
の駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用
いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置とし
て国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前2項の規定は適用しない。

（駐車施設の付置場所の特例）

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者が、当該建築物の構造又は敷
地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メー
トル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付
置したものとみなす。

2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設
けようとする場合は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、市長の承認を受けなけれ
ばならない。当該市長の承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（適用の除外）

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更
をしようとする者については、この条例の規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに商業地区又は周辺地区に指定された地区内において、当該地区に指定
された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者につい
ては、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

（駐車施設の付置の届出）

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者が駐車施設を付置しよう
とするときは、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市
長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（駐車施設の管理）

第11条 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設（第9条第1項の規定により建築物又はその敷地内に付置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査等）

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（措置命令）

第13条 市長は、第4条から第6条まで、第8条、第9条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の付置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は措置命令書により行うものとし、措置命令書の様式は規則で定める。

（規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（罰則）

第15条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

付 則

1 この条例は、平成3年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例の規定は、適用しない。

付 則（平成8年12月24日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年6月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第2項の規定により市長に届出をした者に係る改正後の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項、第13条第1項及び第15条第1項の規定の適用については、改正後の条例第9条第2項中「第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設け」とあるのは「大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第13号。以下「改正条例」という。）による改正前の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例第9条第2項の規定により市長に届出をした者は、当該届け出た事項を変更し」と、改正後の条例第13条第1項中「第9条」とあるのは「第9条（改正条例付則第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、改正後の条例第15条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第13条第1項（改正条例付則第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置している者に係る改正後の条例第10条の2の規定の適用については、同条中「を付置し」とあるのは「の位置、規模等を変更し」と読み替えて適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
商業地区	特定部分の床面積と非特定部分の床面積に3分の1を乗じて得たものと合計	1,000平方メートル	百貨店その他の店舗の用途に供する部分 事務所の用途に供する部分 特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分 非特定部分	200平方メートル 200平方メートル 250平方メートル 1トール 450平方メートル 1トール	$1 - \frac{1,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000\text{平方メートル} \times (\text{イ欄に掲げる面積} - 1,000\text{平方メートル} \times \text{延べ面積})}$
周辺地区	特定部分の床面積	3,000平方メートル	特定部分	250平方メートル 1トール	$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$

備考

- (イ)欄に規定する部分及び(エ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (カ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。